

資料 7

高齢消費者・障がい消費者見守りネットワーク連絡協議会

申合せ

令和 4 年 10 月 13 日

高齢消費者・障がい消費者見守りネットワーク連絡協議会

高齢者・障がい者は、消費者被害に巻き込まれやすく、また、繰り返し被害者になることが多いことから、周囲で見守る方々の気づきが何より大切である。その気づきを速やかに消費生活センターにつなぐことによって、被害の未然防止と早期発見による拡大防止を図ることが可能となる。

平成 28 年 4 月、改正消費者安全法が施行され、各地方公共団体には「消費者安全確保地域協議会」（以下「地域協議会」という）の設置が可能となった。高齢者・障がい者が安全・安心に暮らすことができる社会を目指し、各地の自治体に消費者安全確保地域協議会の設置が着実に進められ、消費生活相談においても機能の充実強化が図られている。また、より実効性のある見守り活動を行うため、各地で工夫を凝らした出前講座等が実施され、見守りの担い手の育成も図られている。

地域において、更なるきめ細かな見守り活動を推進するため、本連絡協議会においては、構成団体及び関係諸団体とともに地域協議会の設置促進を目指し、高齢者・障がい者が、消費者としての利益の擁護及び増進がより一層図られるよう取り組むものとする。

1. 【発信】各構成員は高齢者、障がい者の消費者トラブル防止のため、積極的な情報発信を行う。

各構成員は、高齢消費者・障がい消費者等に対して身近な存在であることから、悪質商法やリコール情報等の安全・安心に関わる情報、消費生活相談窓口等、消費生活に関する情報について、インターネット、広報誌、その他様々な場を活用して、高齢者や障がい者、周りの方々へ積極的に情報発信していく。行政は、適時・適切かつ正確な情報を提供する仕組みを検討する。

2. 【連携】各構成員は多様な主体と緊密に連携して、高齢消費者・障がい消費者を見守り消費者トラブルの被害の回復と未然防止に取り組む。

改正消費者安全法に定義された地域協議会は、国及び地方公共団体の機関、地域の関連機関、消費生活協力団体または消費生活協力員、事業者関係団体等により組織することが想定される。

各構成員は、地方公共団体や傘下の団体にも働きかけ、積極的に地域協議会に参画する。

3.【参画】各構成員は効果的な情報発信、消費者教育・啓発の取組に積極的に参画する。

各構成員は見守り活動の担い手の得意分野を活用した消費生活に関する情報発信、消費者教育・啓発の実践的な取組を通じて、高齢者や障がい者御自身が消費者問題への関心を高め、地域における消費者トラブル防止の活動に参画できるよう取り組む。

4.【検証】各構成員は活動状況を定期的に検証し、見守りネットワークの設置やその活動の促進が図られるよう地方公共団体へ働きかけを行う。

各構成員は、次回の本会議において、それぞれの取組を報告し、情報共有・意見交換を行った上で、見守りネットワークの設置やその活動の促進が図られるよう地方公共団体へ働きかけを行う。

以上